

# 考えながら学ぶ違反処理法学 〔第15回〕

## －迷ったときの違反処理ナビQ & A－

### 違反処理研究会

《Q117》最近は各地域に葬儀会館等を沢山見掛けるようになりましたが、この施設は消防施行令別表第1の第何項の防火対象物ということになりますか。なお、一部の消防本部では(11)項の寺院と同様だとして、同項に該当するものとして取扱われているという話も聞いています。

《長崎県S市消防本部 予防課 K・Hさん》



質問の防火対象物は、一般的なものでは葬儀等の際に不特定の者を収容することを目的とされているので、消防法施行令別表第1(1)口の用途に該当するものと考えます。

【ヒント】一般に地域に所在している斎場と呼ばれている葬儀会館などは、葬儀に参列する不特定多数の者を収容する施設ですから、この点で消防法施行令別表第1(1)項口の防火対象物に該当します。

なお、この種の葬儀会館などを(11)項の宗教施設と同様に取扱っているところもあるということのようですが、基本的に宗教施設では、檀家又は教徒を擁して礼拝等の宗教行事を行う施設ですから、不特定の者を多数収容する斎場などとは根本的な部分で相違していると考えられます。確かに、中には寺院で葬儀が行われることもあるようですが、これは例外的なことであって、大半は寺院で葬儀を行って不特定多数の者を収容すること等はないようです。ただし、若し仮に寺院で恒常的に不特定多数の者を収容する葬儀が行われているといった実態があるのであれば、その寺院は(11)項ではなくて(1)項口の用途に区分すべきだと思われます。

《Q118》例えば、命令内容は、①平成21年11月20日までに自動火災報知設備の受信機を所要の規格に適合するものに交換すること、②平成21年11月20日までに自動火災報知設備の感知器の未設置個所及び動作不良個所を改修すること、③平成21年11月20日までに建物全体に非常警報設備（放送

設備）を設置すること、④平成21年11月20日までに避難口誘導灯及び通路誘導灯の非常電源の劣化個所を改修すること、⑤平成21年11月20日までに連結散水設備の散水ヘッドの未設置個所及び陥没個所を改修すること、という5項目について平成21年9月18日付けで命令書が発出されている場合、5つの命令事項のうち①と②の事項については、平成21年12月3日に改修を確認し検査済証が交付されているのですが、③から⑤までの事項については未改修に終わりました。ところで、この命令の対象となった防火対象物は、平成23年1月1日をもってその使用が休止されたことから、所轄消防署では平成23年3月3日付けで上記の命令を解除（撤回）したようなケースに関して、こうした消防の対応についてどう考えるべきでしょうか。

《山形県T市消防本部 予防課 T・Sさん》



命令の履行期限が徒過した時点でその効力（効果）は消滅するので、防火対象物の使用が休止されたからといって当該命令を取り消す必要はない。

【ヒント】結論から言いますと、残念ながらこの消防署では行政処分（効果）や行政処分の撤回ということの意味について、多少理解が薄いように思います。

まず、ここでは、どの命令内容についてもその履行期限が平成21年11月20日ですから、11月20日を過ぎてしまうと、この命令の「11月20日までに改修すること」という法的効力（効果）は当然に失われることとなります。つまり、この命令については、11月20日を過ぎてしまった後で当該命令の効力（効果）を云々すること自体がナンセンスなのです。命令に付された期限が過ぎてしまうと命令の効力（効果）が失われることは最高裁大法廷判決（成田新法）をはじめ多くの判例、学説で確立されていることを知っておくことが大切です（行政処分の失効）。したがって、命令の履行期限である平成21年11月20日を過ぎた時点以降に消防

機関が命令の効力（効果）をわざわざ失わせなくとも、既に履行期限の経過によってその効力（効果）は失われているのです。

さらに、質問の例では、防火対象物の使用が休止されたことから、平成23年3月3日には命令の解除（撤回）が行われています。しかし、こうした措置は前記のとおり何の意味もないことを認識しておく必要があります。つまり、行政処分の解除（撤回）というのは、「一旦適法に成立した行政処分の効力を、何らかの後発的事情に基づいて、将来にわたって失わせる新たな行政処分」のことをいうのですから、既に効力（効果）が失われている命令を改めて解除（撤回）し、その効力（効果）を失わせるなどということとはそもそもあり得ない話なのです。

質問の違反処理事例は、処理の流れから見ても非常に疑問の多いものと言わなければなりません。

《Q119》消防用設備等の設置命令を発し、その旨の標識を掲げていたところ、例えば、防火対象物の関係者が当該標識を剥がしている事実を消防機関自身が確認しているにも関わらずこれを放置していたというようなケースで、若し、その間に火災事故でもあって防火対象物の利用者等に被害が発生したような場合、消防機関には何か責任が出てくるのでしょうか。

《山形県T市消防本部 予防課 T・Sさん》



単に標識が剥がされていた事実を放置していたとしても、その防火対象物で火災が発生し、利用客等がその火災で被害を受けるという予見は不

可能だと考えられるので、少なくとも消防機関に法的責任の問題は発生しないと考えられる

【ヒント】質問での消防における責任が一般的な損害賠償責任という観点に立って説明してみようと思います。

基本的に賠償責任があるというためには、注意義務がなければなりません。ここで注意義務というのは、被害の結果についての予見義務とその予見に基づいた結果回避義務の懈怠がなければならないということになります。

そこで、現在は防火対象物に対して消防法上の各種の命令（行政処分）を発した際には、その旨の標識等を掲げるなどして公示しなければならないとされていますので、当該命令を受けた防火対象物には必ず命令を出している旨の標識が掲げられます。ところが実際には、これに対して防火対象物側も相当な反発もあり、中には掲出された標識を破いたり、あるいは隠したりする関係者も見受けられます。ところで、そうして防火対象物の関係者が、命令が出

されている旨の記載がある標識を剥がしてしまっていることを、消防機関が現に確認していたにも関わらず、これに対し何らの手も打たずに放置していた間に当該防火対象物で火災が発生し、利用客等に被害が出たという場合、上記のように消防機関が放置した不作為について注意義務違反があったか否かが問題になってきます。

まず、予見義務の有無について考えてみる必要がありますが、消防職員としての経験則に照らしても、命令時の標識が撤去されたことをもって、当該防火対象物に火災が発生し、そのことで利用客に被害が及ぶという事態は予見できないと考えられます。つまり、予見可能性がないといえるのです。現実的にも、現在の命令後の標識等の公示が、多くの防火対象物の利用者等にどれほど認知されているのか、また、当該標識等が公示されていることによって防火対象物の利用行動にどの程度の影響を与えているのかなど、消防機関の予見可能性を判断するには多くの考慮要素もあるように思います。さらには、防火対象物の火災によって利用者等に被害が出るまでには、消防機関の標識に関する不作為のほか、利用者の被害を防ぐために防火対象物関係者自身にも多くの結果（利用者等の火災被害）回避措置を色々と期待できた筈です。このようなことを考慮しますと、上記のとおり消防機関に予見義務を肯定することはできないといえます。

したがって、この様に消防機関に予見義務がない以上、結果回避義務もないといわなければなりませんので、結局、損害賠償責任は発生しないものと考えられます。

《Q120》違反処理を行っていくには民法上の知識が必要だということをよく耳にしますが、例えば、防火対象物に自動火災報知設備を設置する場合、所有形態が共有のときには「変更行為」に当たるから他の共有者の同意を得ないと設置できないとして名宛人は全ての共有者にしなければならないとか、また、民事契約上、消防用設備等の設置義務を誰が負っているのか確認し、当該契約で義務を負っている者が消防法上も義務を負うといった話がそれです。

本来、消防法を適用する上で民事法の適用関係をどのように考えるべきでしょうか。

《北海道A市消防本部 北消防署 K・Kさん》



原則的に公共の福祉の保護を目的に規制しようとしている消防法上の関係規定は、民事法とは次元の異なる趣旨・目的のために権力的に適用するものだから、私人間の関係を調整することを目的と